

平成23年11月21日
関東東北産業保安監督部

不適切な配管工事の実施について

関東東北産業保安監督部（以下「当部」という。）は、南富士パイプライン株式会社から、下請け工事業者が当初の計画にない一部配管手直し工事を無断で実施したことが判明したとの報告を受け、同社に対して技術基準の適合確認及び再発防止策の策定を指導し、是正報告書の提出を受けました。

当部は、ガス事業法第46条に基づく立入検査を実施し、是正報告書にある技術基準の適合及び再発防止策が実施されていることを確認しましたが、ガス事業者の監督範囲外で工事が無断で実施され技術基準への適合が確認できなかったことは、保安の確保の観点から重大な問題であることから、本日、同社に対し厳重に注意し、引き続き工事管理の厳格化を求めました。

記

1. 経緯

(1) 当部は、7月8日、南富士パイプライン株式会社からバルブステーション建設時に下請け工事業者により無断で当初の計画にない一部配管の手直し工事が行われ、技術基準への適合が確認できない箇所があると報告を受けました。

(2) 当部は、同社に対し速やかな技術基準への適合確認、類似箇所の点検及び再発防止策の策定を指導し、9月9日付けで是正報告書の提出を受けました。

2. 当部の評価・対応

同社より報告があった是正報告について、技術基準への適合確認及び再発防止策の実施について適正に行われていると評価しています。

ガス事業法第28条の規定に基づきガス工作物を技術基準に適合するよう義務が課せられているところであり、下請け工事業者の無断工事を把握できずに技術基準への適合が確認できなかったことは、保安の確保の観点から重大な問題であることから、本日、同社に対し厳重に注意し、引き続き工事管理が適切に実施されるよう指導してまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

担当者：^{あまの}天野、^{さかいの}境野

電話：048-600-0417（ダイヤルイン）